

門徒推進員養成連続研修会（連研）開催要項

2016(平成28)年4月1日改訂

1. 目的 話し合い法座を中心に、「法座の問い」に沿って連続的に研修を行い、「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）を門徒の立場から強力に推進する門徒推進員を養成する。
2. 研修期間 通算2年以内に36時間以上（1回平均3時間以上）。
3. 受講対象 連研修了後に、門徒推進員中央教修を受講することが可能な門徒。
4. 講師 門信徒教化部備付の研修講師名簿に登録された者、または主催者が推薦する者。
5. 教材 『連研ノートE』を使用することを基本とする。
6. 計画書 連研開催にあたって、所定の「連研開催計画書」を、教務所へ1ヵ月前までに提出する。
7. 報告書 連研修了後、所定の「連研開催報告書」及び「連研実施内容報告書」並びに「修了者名簿」を、組事務所及び教務所を経て、門信徒教化部へ提出する。
8. 開催形態 (1)組連研
組内寺院の門徒を対象に「組連研」を開催する。
 - ①名称 「門徒推進員養成〇〇組連続研修会」とする
 - ②期数 名称に通算期数を冠する（例：第◇期〇〇組連研）
※但し、組画編成により合併した組については、多い期数を冠する
 - ③主催 「御同朋の社会をめざす運動」組委員会（以下、「組委員会」という）
 - ④受講者 組内寺院の門徒

(2) 寺院連研

組連研の開催が困難な地域に所属する寺院は、「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会(以下、「教区委員会」という。)及び組委員会の議を経て、「寺院連研」を開催することができる。

- ①名 称 「門徒推進員養成〇〇寺連続研修会」とする
- ②期 数 名称に通算期数を冠する(例：第◇期〇〇寺連研)
- ③主 催 組委員会
- ④受 講 者 10人以上の門徒

(3) 教区及び特区における連研

(4) 直轄寺院及び直属寺院における連研

(5) その他連研

組連研及び寺院連研のほか、必要に応じて上記(3)～(5)の連研を開催することができる。

但し、開催にあたっては、門信徒教化部へ相談のうえ、教区委員会及び組委員会の議を経て開催するものとする。その場合、名称、趣旨等については組委員会及び関係寺院等を中心に、十分に考慮しなければならない。

9. 助 成 金 「連研開催報告書」提出をもって、每期6万円を交付する。

但し、交付対象は連研を終了した当該組連研のみとし、期を遡って申請することはできない。また、組連研以外の連研へは助成金を交付しない。

以 上